

倉吉市社会福祉協議会 福祉協力員 設置要綱

1. 趣 旨

「気づく・つながる・支え合う」をテーマに、地域全体が互いに支え合う地域づくりをめざして、一人暮らし高齢者等に対する近隣住民による見守り活動を行うことで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、倉吉市社会福祉協議会福祉協力員（以下「福祉協力員」という。）を設置する。

2. 役 割

福祉協力員は、見守りが必要な方を見守る奉仕者として、次の活動を行う。

(1) 声かけによる見守り

日頃からあいさつを交わすなど、お互いに声がかかけ合える関係を築く。

(2) 日頃の確認（普段の生活を気にかける）

新聞や郵便物が溜まっていたり、カーテンの開閉がない等、普段の生活と変わりがないかさりげなく気にかける。

(3) 電話での声かけ

災害等の危険のおそれがある時は、電話で声かけを行う等、対象者が安心できるよう心がける。

(4) 連携・相談

活動するうえで悩みや困ったことなどがあつた場合は、一人で抱え込まず、自治公民館長や民生児童委員等に相談する。

3. 個人情報の取り扱いとプライバシーへの配慮

活動を通して知り得た対象者の個人情報を適切に取り扱い、プライバシーに配慮した活動に心掛ける。

(1) 対象者の心身の状況について関係者と情報を共有する場合や、専門的な支援につなぐ必要がある場合には、原則対象者の了承を得てから行う。

(2) 活動を行うにあたっては、あらかじめ福祉協力員及び対象者双方より、個人情報の取得と地域の見守り活動における個人情報の取り扱いについて、同意を得るものとする。

4. 見守りの対象者

市内在住で特に日常生活の見守りを必要とし、次に挙げるいずれかの項目に該当する者とする。

なお、対象者の把握については、自治公民館長が民生児童委員等の協力を得て行う。

(1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者

(2) 高齢者世帯

(3) 日中65歳以上の高齢者だけになる世帯

(4) 障がいのある人

(5) その他見守りが必要な人

※高齢者世帯とは、65歳以上の高齢者だけで構成されている世帯または、65歳以上の世帯に18歳未満の人がいる世帯

5. 福祉協力員の選任

福祉協力員の選任に伴う推薦及び変更等は、次のとおり行う。

(1) 福祉協力員の推薦及び対象者の追加に伴う変更にあたっては、自治公民館長が民生児童委員等の協力を得て、近隣者等より福祉協力員活動に理解のある「適任者」と対象者本人の了解を得た上で行う。

また、自治公民館長は福祉協力員と対象者双方から「福祉協力員による地域の見守り活動における同意書」への署名をいただき、その同意書を添付し、地区自治公民館協議会長等に推薦又は、対象者の追加に伴う変更の報告を行う。

(2) 福祉協力員の推薦にあたっては、地区自治公民館協議会長等が、倉吉市社会福祉協議会（以下「市社協」）

という。)へ推薦し、市社協会長は福祉協力員を委嘱する。

(3) 福祉協力員の在任期間中に対象者の事情(転居・施設入所・家族との同居・死亡など)、または、福祉協力員本人の事情により、変更・退任の申し出があった場合は、自治公民館長からの報告を受け、地区自治公民館協議会長等は市社協会長へ報告をする。

(4) 原則として福祉協力員1名に対し、対象者は3名までとする。

6. 任 期

福祉協力員の任期は一斉改選から3年とし、再任は妨げない。

また、任期途中で新たに就任した福祉協力員の任期は、次期改選日までとする。

ただし、任期途中で福祉協力員本人より退任の申し出があった場合は、退任することができるものとする。

7. 緊急連絡用カード

見守り活動を開始する際には、対象者の自宅に緊急連絡用カードを設置する。

(1) 緊急連絡用カードは、原則対象者本人が記入するものとするが、対象者本人による記入が難しい場合は、対象者の意向を確認しながら、自治公民館長や民生児童委員等が協力して記入し対象者宅へ設置する。

(2) 緊急連絡用カードは、人目にふれやすい玄関先などは避け、居間等第三者からは見えにくい場所に設置する。

また、緊急時に緊急連絡用カードが見当たらないことも考えられるため、日頃から対象者と信頼関係を築き、対象者を含む関係者で設置場所や緊急時の連絡先を共有する等、対応方法を相談しておく。

(3) 緊急連絡用カードの内容に変更があった際は、各自で線を引いて訂正し、不要となった緊急連絡用カードは、各自で処分する。

8. 緊急時の対応

緊急時には、対象者の生命・身体の安全確保を最優先とする。

(1) 福祉協力員一人での対応は避け、自治公民館長や民生児童委員または、近隣住民に協力を求め、必要に応じて消防や警察、関係機関への連絡等の対応を行う。

(2) 日頃から対象者と信頼関係を築き、訪問時に応答がなかった際の対応等、事前に緊急時の判断基準について対象者や関係者と話し合っておく。

9. 見守りの推進方法

地区内の関係者の理解と協力のもと、次のとおり福祉協力員活動の推進を図る。

(1) 地区自治公民館協議会等は、福祉協力員による見守り活動が円滑に行えるよう必要に応じて、福祉協力員並びに対象者の情報を地区社会福祉協議会等(以下「地区社協等」という。)、地区民生児童委員協議会と共有する。

(2) 地区社協等は、自治公民館長や民生児童委員等との連携を図るための話し合いの場を設けるとともに、市社協との共催により福祉協力員活動に関する研修会を開催する。

(3) 地区社協等は、福祉協力員による見守り活動が円滑に行えるよう市社協と協力し、自治公民館ごとに情報交換会等の開催を推進する。

10. 附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

この要綱は、平成22年11月25日より施行する。

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年9月1日より施行する。
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。